

会長候補選考委員会報告書

令和4年1月19日

公益社団法人 静岡県建築士会
理 事 会 様

令和4・5年度会長候補選考委員会
委員長 小林 武 司

令和4・5年度会長候補選考委員会の選考結果について

令和3年度 第4回理事会（令和3年10月20日）において設置された会長候補選考委員会の審議の状況と選考結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1 第1回委員会の開催

令和3年10月25日に第1回委員会を開催し、委員長に 小林武司（東部・富士）、副委員長に 村上 浩（西部・中遠）を互選により選出した。

また、正会員に対し会長候補者の推薦に関する公告を行なうことを決定した。

○会長候補者の推薦に関する公告

正会員に対し、会長として相応しい候補者の推薦を依頼するに当たり、その資格要件を示すとともに、推薦の締切日を令和3年11月30日(火)とする公告を11月中旬、「建築静岡」11月号に挟み込み、発送した。

2 会長候補者の推薦

西部ブロック長から令和3年11月15日付けで、西部ブロック浜松地区の飯尾清三氏(現会長)の推薦があった。

3 第2回委員会の開催

会長候補者の推薦を受け、第2回委員会を令和3年12月16日に開催し、当該候補者の資格要件等について審議した。

(1) 資格要件の確認

ア 資格要件：「静岡県建築士会役員を選出に関する規則」

①第2条(役員資格)

第1項

(1) 人格見識とも優れ、本会活動に貢献し、かつ本会活動に寄与し得る者

(2) 広域的な視野で、公平、公正さを基に、熱意や見識、指導力を合わせ持つ者

(3) 本会活動に対し、常に実質的に活動しうる立場にある者

第2項(正会員としての在籍)

(1) 本会の正会員として15年以上在籍している者

会長候補選考委員会報告書

②第3条第2項(会長候補者の推薦)

いずれかの要件を具備

(1) 正会員50名以上の推薦

(2) 自らが所属するブロック協議会の推薦

③第5条(会長の任期制限)

会長を2期4年務めた者は、原則として、会長候補者になることができない。
ただし、3期6年を限度とすることができる。

イ 資格要件の確認

以下について確認した。

①飯尾清三氏の入会は昭和63年6月で、令和4年6月時点での正会員在籍年数は34年となり、「建築士会役員を選出に関する規則第2条第2項」の会長候補者の正会員としての在籍年数15年以上を満たしている。

②同規則第3条第2項の会長候補者の推薦については、「②自らが所属するブロック協議会の推薦」があった。

③同規則第5条の会長の任期の制限については、会長を2期4年務めた者は原則として会長候補者になることができないが、規程上、3期6年を限度とすることができる。

(2) 会長候補者からの意見聴取

「会長候補選考委員会規程第7条第2項」において、「委員会は、必要な場合には、会長候補者に意見を求めることができる。」と規定されている。

今回は現職が候補者として推薦されたことから、先例にならい、委員会が当該候補者のこれまでの取組状況等を考察し選考結果として取り纏め、令和4年1月19日開催の理事会において委員長が報告することとした。

なお、新人が候補者として推薦された場合には、候補者に対して文書により現状認識や抱負等についての回答を求め、提出された意見書を踏まえて考察し、選考結果として取り纏めている。

(3) 会長候補者の2期目の取組状況と考察

本建築士会は平成24年に公益法人制度改革に基づき公益社団法人に移行し、7年目を迎えた平成30年6月の定時総会理事会において、飯尾清三氏は第14代会長として選任され、1期目の会務運営を担うこととなった。また、令和2年6月の定時総会理事会において、厚い信任のもと、引き続き会長に選任され2期目の会務運営を担うことになり現在に至っている。

2期目は、公益法人に移行し、9年が経過して事務局、理事会役員も公益法人の事業運営、法人会計にも習熟してきた半面、公益法人法における収支相償、公益事業比率、遊休財産の制限の3原則のうち遊休財産額が公益事業費を上回る結果となり、会員数の減少と高齢化と合わせて新たな問題となった。また、令和3年には、静岡県よりTOUKAI-0の無料耐震診断業務が令和6年で終了との通知もあり、会の収支問題及び組織検討の必要性が増してきた。

会長候補選考委員会報告書

これらの課題に対し飯尾清三氏は、「会員増強及び建築士育成特別委員会」、「組織検討特別委員会」、「自然災害対策特別委員会」を会長特命で設立するとともに、遊休財産から特定資金を積立て事業資金とした。また、予想される東海地震等に対応するため、「災害支援活動資金」を積立てて、遊休財産の減少を図るとともに通常予算の負担のなく諸課題の検討に充てる事業資金とした。

また、同時に2期目は新型コロナウイルスによる感染拡大対策のため、対面制限、移動制限等の感染予防措置がとられ、緊急事態宣言が発令される等、会の事業実施にも支障をきたす2年であった。飯尾清三氏はこの間に本会、各ブロックにWEBによるリモート会議ができる環境を整備し、総務会、理事会等の会議や各委員会を全県下でリモート会議の開催が可能となり、コロナ禍の中、非常に有効であった。これにより今後のウィズコロナの日常としてのリモート会議、委員会のハイブリッド型（対面とWEBの併用）が、定着してくると考えられる。

また2期目は建築士試験制度の変更があり、コロナ対策と合わせて、試験実施も会場の手配から困難な状況にあったが、試験機構、事務局との協力のもと、支障なく実施でき、同様に定期講習等の受託事業についても担当ブロックとの協力により実施ができた。

1年延期され令和5年に本県で開催される建築士会全国大会「静岡大会」への取組みとして、令和元年6月に立ち上げた準備委員会を元に令和3年10月に実行委員会を立ち上げ、各部会の設立と人選を行い活動を開始したところである。

また、積年の問題である会員数の減少と高齢化、長年にわたり当会の主な収入源であるTOUKAI—Oの終了に伴う会運営への影響等の課題を踏まえ、令和4・5年度を見据えた事業計画、予算編成に鋭意努めているところである。

4 委員会審議の結果

飯尾清三氏の2期目の取組状況は前記のとおりであり、強いリーダーシップのもと、常に問題意識をもって団体が運営されている。

また、建築士会役員を選出に関する規則第2条第1項の役員の資格、同条第2項の会長候補者の正会員在籍年数、第3条第2項の会長候補者の推薦、第5条の会長の任期制限のいずれの資格要件も満たしていることを確認した。

この結果、当委員会としては、今後の地震関連事業の見通しが不透明など財政的に厳しい状況下にあって、事業の内容、組織の検討など会の健全な運営ができるよう見直しが進められており、また令和5年の全国大会開催に向けての取組みの継続性を考慮し、3期目の会長として引き続き指導力を発揮していただくことが必要との結論に達し、出席委員全員から推薦に対する賛同が得られたことから、飯尾清三氏を会長候補者として選考することを確認した。

以上の結論を持って、理事会に報告いたします。